

無期転換への道、広がる可能性が… —9.23団体交渉報告—

無期転換制度に修正が行われた：団体交渉での確認事項

労働契約法の改正に伴う、准職員・時間雇用職員の無期転換について、大学は従来、極めて高いハードルを設定しており、ほとんどの対象者は雇い止めとなってしまうことが危惧されていました。組合では「希望する人全員を無期転換に！」を要求して団体交渉や署名活動を行い、短期間に1200筆近い署名が寄せられ8月31日総長に提出しました。また各部局からもハードルを下げるよう要望があり、大学は9月20日に条件を緩めた修正案を示しました（裏面に制度の解説）。

これに基づいて、組合は9月23日、准職員・時間雇用職員の無期転換問題で団体交渉を行い、その席で下記の2点を確認しました。

1. 秘書・技術補佐員・技能補佐員をおもな対象として、プロジェクト等の終了まで（秘書の場合、教授の定年まで）の雇用を保障する枠（裏面解説でII②とされた枠）に、部局の事情によって事務補佐員も含まれること。
2. 無期転換した労働者の雇用財源が部局で確保困難になった際に、本部からの支援を行うこと。

これにより、無期転換への道は部局での判断によって大きく広がる可能性が高まっています。組合では部局長に要請書を送り、少しでも多くの希望者が無期転換されるよう働きかけていきます。

しかし大学の基本的姿勢に変化なし

一方で、団体交渉で示された大学の基本的な態度は、5年での雇い止めは違法ではない、今後とも5年限度の雇用を基本とすることを変えるつもりはないというものです。労働契約法改正の趣旨は言うまでもなく「雇用の安定」ですが、法案審議の段階から5年での雇い止めが横行する危険があるという「法の抜け穴」が指摘されていました。大学の態度は法改正の趣旨を無視して、「法の抜け穴」を使うことを恥じないものです。日本を代表する大学の一つであり、宮城県内で最大の事業場でもある本学の人事政策として、あまりにも情けないと言わざるをえません。

組合は、上記II②枠での無期転換を広げるとともに、引き続き「希望者全員の無期転換」を訴えていきます。

組合に加入しよう！

大学経営陣にとっては人件費の増大は「リスク」でしかなく、法律の抜け穴を使うのも、ある意味では合理的判断なのかもしれません。これに対抗するためには、雇われている人は労働組合を作って経営者と交渉すべしというのが日本の法制度です（世界的にもそれが普通です）。そのために労働組合には法的な権利が与えられており、経営者は団体交渉を拒むことはできません。といっても、交渉ですので小さな組合の要求はなかなか通りません。組合を大きく強くすることが、私たちの働く条件を守るための最も正当な道なのです。

東北大学職員組合は、東北大学で働いている人ならだれでも加入できます。加入には手続きが必要です。お近くの組合員に尋ねるか、組合のウェブサイトをご覧ください。

あなたも組合に加入して、東北大学をもっと働きやすい良い職場にしましょう！

希望者全員の無期転換を求める署名実施中！ネットからも署名できます！

東北大学職員組合

<http://tohokudai-kumiai.org/> TEL: 022-227-8888



准職員・時間雇用職員の無期転換制度解説

大学資料に基づき組合作成

9月20日案での変更点

◆定年・再雇用までの雇用財源の確保が求められていたものが、プロジェクトの終了まで、秘書の場合には教授の定年までと区切って働くのであれば、そこまでの確保ができればよいとされた。

◆部局で雇用財源の確保が困難になった場合に、本部での一時的雇用や部局間の配置調整などを行って労働契約を継続する。

本部からの財政的支援がありうることを9.23団体交渉で確認。
理事「一時的に財源がなくなるという場合、他部局への斡旋が基本だが、それでもダメなら1年とか本部で財源を見ることも考える」

I. 事務補佐員

II①. 秘書、技術補佐員、技能補佐員等

業務遂行能力／意欲／協調性／責任ある対応／効率性／自己成長／知識・技能などを評価した結果、極めて優秀。正規職員と同等の仕事に課し、正規化をめざす。

部局から理事宛に推薦書を提出。理事との面談を経て承認の可否を決定。

部局の判断で対象者が大きく広がる可能性

これらの対象者は極めて限られる

ここに事務補佐員が含まれてもよいことを9.23団体交渉で確認

II②. 秘書、技術補佐員、技能補佐員等

- ・業務の継続性その他研究室等の個別の事情により雇用されており、上記による選考が困難
- ・当該部局内での定年・再雇用まで、または有期プロジェクトの終了まで（秘書の場合、教授の定年まで）の雇用の確保について部局長が書面で証することができる

部局から理事宛に推薦書を提出。確認して受理（面談などはない）。

組合「II②には事務補佐員が含まれていないように書かれているが、事務室に正規職員は一人だけで非常勤職員が十数人というところでも事務補佐員は対象外なのか？」
人事企画部長「もともと想定していたのは研究室の秘書とか、技術系のある程度資格のあるような人だが、それぞれ事情があるのでそういった人を対象外にするようなことまでは考えていない」